

公益財団法人秋田県国際交流協会
国際交流推進員（臨時職員）募集要項

1 募集職種・人員

国際交流推進員 1名

2 勤務場所

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオンビル1階
公益財団法人秋田県国際交流協会

3 業務内容

公益財団法人秋田県国際交流協会（以下「A I A」）の業務に関する一般事務

- ・多文化共生の推進に関する事業の企画・運営
- ・交流イベントや研修事業の企画・運営
- ・ホームページやFacebook等での情報提供
- ・在住外国人支援に関する各種相談への対応
- ・（語学が堪能な方の場合）通訳・翻訳業務

等

4 応募条件

- (1) 秋田県における国際化及び多文化共生の推進に関心を持ち、A I Aが実施する事業に熱意をもって取り組める方
- (2) 通常のパソコンの取り扱いなど、情報処理に関する能力を有する方
- (3) 秋田市にある当事務所に通勤可能な方
- (4) 外国語を母語とする方は、日本語能力試験（国際交流基金等主催）N 1程度の日本語能力のある方
- (5) 日本国籍を有しない場合は、日本で就労可能な在留資格を有している方
- (6) 日本国内で運転可能な自動車免許を所持している方

5 契約期間

令和5年5月24日から令和6年3月31日まで

6 契約更新

契約期間満了時の業務量及び労働者の勤務成績、態度等を考慮したうえで、契約期間を更新する場合があります。（最長5年）

また、勤務成績が極めて優秀な場合は、選考試験を経て正職員として雇用する場合があります。

7 勤務条件

(1) 勤務期間

1週間につき38時間45分（始業時間：午前9時 就業時間：午後5時45分）

※休憩時間1時間（交代制）

(2) 休日等

土曜日（毎月第3土曜日を除く）日曜日・第3土曜日の翌週月曜日・祝祭日・年末年始は原則休暇とします。ただし、事業が休日等にあたる場合はこの限りではありません。その他、有給休暇・夏季休暇・結婚休暇・忌引休暇あり。

(3) 給与等

日額 7,800円（職務経験等により増額の場合あり）

※通勤手当は日額支給（上限610円）・社会保険・雇用保険・ワークパル加入あり。

8 応募方法

次の書類をA I Aに郵送、直接持参、Eメールで送信のいずれかにより提出してください。

(1) 応募者の履歴書

※所定用紙に日本語で本人自筆又はパソコンで記入し、顔写真1枚を貼付してください。

(2) 外国籍を有する場合は、在留資格を証する写しを添付してください。

(3) 語学資格を有する場合は、資格を証する写しを添付してください。

9 申込締切

令和5年4月28日（金）午後5時45分（必着）

10 選考方法

書類選考の上、第1次選考合格者に対して面接試験を実施します。

第2次選考（面接試験）は、令和5年5月12日（金）午前又は午後を予定しています。

※面接試験の日時・場所等については、第1次選考結果通知書にてお知らせします。

11 選考結果の通知

第1次選考結果発送（予定） 令和5年5月2日（火）

第2次選考結果発送（予定） 令和5年5月15日（月）

12 申し込み・お問い合わせ先

〒010-0001 秋田市中通2-3-8 アトリオン1F

公益財団法人秋田県国際交流協会 【担当：佐藤】

TEL 018-893-5499 / FAX 018-825-2566

E-mail: sato@aiahome.or.jp

【個人情報の取り扱いについて】

提出していただいた書類は、公益財団法人秋田県国際交流協会個人情報保護規程により厳重に管理し、採用審査の用途に限り使用します。これらの個人情報は正当な理由なく第三者への開示、譲渡及び貸与することは一切ありません。

【公益財団法人秋田県国際交流協会（Akita International Association）について】

A I Aは平成3年7月に設立され、地域の活性化と秋田県の国際化を推進する中核的団体として、様々な事業を実施しています。

A I Aでは在住外国人支援事業、人材育成事業、国際交流・協力団体の活動支援事業、国際交流の情報や機会を提供するなど、県民の国際理解の促進と多文化共生社会の推進に取り組んでいます。